

議案第二号

港区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の育児休業等に関する条例（平成四年港区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号イ(1)を削り、同号イ(2)中「特定職」を「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同号イ(2)を同号イ(1)とし、同号イ(3)を同号イ(2)とする。

第十四条第二号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して区規則で定める」に改め、同号イ及びロを削る。

第十五条第一項中「前条第二号イ及びロのいずれにも該当する」を「前条第二号の勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して区規則で定める」に改め、「あつては」の下に「、」を加える。

第十八条を第二十条とし、第十七条の次に次の二条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第十八条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして区規則で定める事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の区規則で定める事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の区規則で定める措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしななければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十九条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する育児休業に係る研修の実施

二 育児休業に関する相談体制の整備

三 前二号に掲げる措置のほか、区規則で定める育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の港区職員の育児休業等に関する条例第二条第三号イに掲げる非常勤職員からの育児休業の承認の請求及び改正後の同条例第十四条第二号の勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して区規則で定める非常勤職員からの部分休業の承認の請求は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(説明)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十八号）の施行による育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の一部改正を踏まえ、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するほか、職員の育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するための措置等を定めるため、本案を提出いたします。